

受理官庁 KN	知的所有権庁 (セントクリストファー・ネービス)	附属書 C KN
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	セントクリストファー・ネービス	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は電子形式による国際出願を認めるか？	認めない	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)？	認める。受理官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁又は米国特許商標庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁 ¹ 又は米国特許商標庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：東カリブ・ドル (XCD)	
送付手数料	XCD 50	
国際出願手数料	1,330 スイス・フランに相当する XCD の額	
30枚を超える1枚ごとの手数料	15 スイス・フランに相当する XCD の額	
調査手数料	出願人が選択した国際調査機関に支払う調査手数料に相当する XCD の額：附属書D (EP) 又は (US) 参照	
優先権書類の手数料	XCD 50	
優先権回復請求手数料 (PCT規則26の2.3(d))	XCD 50	
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がセントクリストファー・ネービスに居住している場合 要，出願人がセントクリストファー・ネービスの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	セントクリストファー・ネービスで登録されている弁理士又は弁護士 ²	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	していない	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	していない	

1 この官庁は、国際調査を同官庁が実施する (又は実施した) 場合に限り、管轄する。

2 登録代理人のリストは受理官庁から入手することができる。